

	<h2>乳幼児一時預かり事業等で キャッシュレス決済が利用できます</h2>
<p>と き</p>	<p>7月11日（火）から利用開始</p>
<p>と ころ</p>	<p>地域子ども家庭支援センター練馬 ほか6か所</p>
<p>区は11日から、乳幼児一時預かり事業等の利用料の支払いにキャッシュレス決済を導入する。</p> <p>これまで、乳幼児一時預かり事業では、いつでも・どこでも予約ができ、登録すればどの施設でも利用できるよう、令和2年度にインターネット予約システムを導入するなどデジタル化による区民サービスの利便性の向上を図ってきた。</p> <p>今回、区内6か所の地域子ども家庭支援センターやこども発達支援センターの窓口でキャッシュレス決済を導入することで、乳幼児を連れていてもスムーズに支払いができるようになる。なお、現金払いについても、引き続き対応する。</p>	

【導入施設および対象となる事業】

	導入施設	対象事業
1	地域子ども家庭支援センター練馬	乳幼児一時預かり事業
2	地域子ども家庭支援センター練馬分室	子どもトワイライトステイ事業
3	地域子ども家庭支援センター光が丘	乳幼児一時預かり事業 子どもトワイライトステイ事業
4	地域子ども家庭支援センター貫井	乳幼児一時預かり事業
5	地域子ども家庭支援センター大泉	乳幼児一時預かり事業
6	地域子ども家庭支援センター関	乳幼児一時預かり事業
7	こども発達支援センター	障害児一時預かり事業

【利用可能なキャッシュレス決済の種類（全18種）】

- (1) クレジットカード（6種）
 VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、ぎんれん銀聯
- (2) 電子マネー（5種）
 交通系IC（Suica、PASMO等）、nanaco、WAON、iD、QUICPay
- (3) QRコード決済（7種）
 PayPay、d払い、auPay、楽天ペイ、Alipay、WeChat Pay、メルペイ

【対象事業の令和4年度利用実績】

- (1) 乳幼児一時預かり事業 延べ約2万8千件
- (2) 子どもトワイライトステイ事業 延べ約1千件
- (3) 障害児一時預かり事業（令和4年11月開始） 延べ約2千時間

【問合せ】

（乳幼児一時預かり事業・子どもトワイライトステイ事業に関すること）

練馬区 子ども家庭支援センター 電話 03-5984-5673

（障害児一時預かり事業に関すること）

練馬区 障害者サービス調整担当係 電話 03-3975-6251